

お知らせ

平成30年7月豪雨災害に伴う災害復旧工事の特例措置について

津山市では、「平成30年7月豪雨災害」に係る復旧工事を早期に実施し、市民の安全・安心を確保するため、市が発注する公共工事について次のとおり特例措置を講じます。

なお、対象工事については、本内容と同様の特記仕様書を添付します。

1. 現場代理人の兼務拡大

平成30年7月豪雨災害工事（以下「災害復旧工事」という。）に配置する現場代理人の兼務は、次のとおりとします。

- (1) 災害復旧工事については、5件まで兼務を認めます。
- (2) 現在請負っている工事、または今後発注される災害復旧工事以外の工事の現場代理人であっても、災害復旧工事との兼務を4件まで認めます。
但し、専任の主任技術者が現場代理人を兼ねている場合は、他工事との兼務は認めません。
- (3) 津山市発注以外の市内公共工事について、当該発注機関の承諾が得られた場合は、災害復旧工事との兼務を認めます。
- (4) 随意契約工事は、件数に含みません。
- (5) 上記の兼務可能工事は、当初請負代金の合計を7千万円未満とします。

2. 主任技術者の兼務緩和

請負代金3,500万円未満の公共下水道工事で、主任技術者が専任で配置されている場合については、その他に災害復旧工事の主任技術者の兼務を4件まで認めることとします。

3. 適用時期

平成30年11月1日以降に指名又は入札公告する工事から適用します。

4. その他

災害復旧工事の工期は、標準工期に2週間程度加算します。